

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

馬場啓之助

一、農産物公定價格形成方式の特殊性——「一般農業パリテイ」と

「米價パリテイ」

農産物公定價格の形成方式は、昭和二一年産米の生産者價格（標準買入價格）決定にあつて、パリテイ方式が採用されるにいたつてより以降、パリテイ方式によつてゐる。パリテイ方式とは、價格體系が比較的均衡を保つていたと思はれる年次を基準年次に選んで、その年次の價格體系を再現するように價格を定める方式である。このパリテイ方式は、その後殆んど年毎に改訂され、次第に整備されてきているが、實施以來現在まで持ち續けている特徴は、それが「一般農業パリテイ」(general agricultural parity)ではなくていわば「米價パリテイ」であるということである。

「一般農業パリテイ」においては各種農産物の個々の價格形式においてパリテイ方式が採用されるが、現行パリテイはこの方式を採用せず、農産物公定價格形成の基準を米價におき、米價決定にあつてはパリテイ方式による算定を行うが、その他の農産物公定價格は米價にある特定の「比價」を乗じて決定することとしてゐる。「一般農業パリテイ

イ」にあつては各種の農産物生産農家の經營と生計の内容に（基準年次と現行年次との間に）著しい相異が生じていない限り、農産物價格相互の比價は、パリテイ計算の基礎となつた基準年次における農産物價格相互間の「歴史的相互關係」(historical relationship)と略々等しくなる。また、「米價パリテイ」においても、米價を基準として他の農産物公定價格を決定するにあつて、「比價」としてこの「歴史的相互關係」を採用するならば、その結果は「一般農業パリテイ」によつた場合と略々等しくなるはずである。日本のように、農家經營が複合的經營であり各種の農産物——たとえば米と麥——の生産のために必要とする經營費と生計費とを他より抽出することが容易でもなく、かつまた主要食糧について総合的な管理制度が實施されている場合には、強いて「一般農業パリテイ」をとらず米價を基準としたパリテイ方式を採用することも理にかなつているともいえる。

日本はパリテイ方式をアメリカから「輸入」したが、アメリカにおいて採用されているパリテイ方式は「一般農業パリテイ」である。この點、日本の場合とは、相異している。なお現行パリテイ方式をアメリカのパリテイ方式と比較すると、この他にも

(イ) 基準年次を固定せず現行年次に連續する最近十カ年をとつている點（次節二を参照されし）

(ロ) パリテイ價格は「支持價格」であつて下値をきめるものである點
など重要な相異がある。(この(ロ)の相異點については「七、國際價格とのサヤ寄せについて」において、やや遠くた觀點からふれることとする。)

しかし現行のパリテイ方式は、かかる合理的根據に基いて採用されたのではない。米に對する他の農産物の價格關係は、基準年次における「歴史的相互關係」によつて決定されず、食糧増産を確保するために「政治的」考慮に基いて採用されている。すなわち米價に對する他の食糧價格の比率は「歴史的相互關係」に依らず麥類薯類の最近における主食中に占める重要性を政策的に考慮して決められている（藤原正治稿「主要食糧の價格改訂とパリテイ計算について」『農林時報』昭和二二年六月七月號）。その比價としては食糧管理法が施行された昭和一七年ないし二〇年の四カ年の平均比率

が用いられている。すなわち米と麥類はその六〇キロ當りの價格についてみるに、昭和二二年産麥類の價格決定にあつては、米一〇〇%に對して大麥七二%裸麥及び小麥八二%ときめられ、次いで二三年には、米一〇〇%に對して大麥七〇%裸麥及び小麥八一・三%と改訂されている。この比率を、パリテイ計算の基準年次である昭和九一一年

表1 對米價率 (%)

	米	大麥	裸麥	小麥	甘藷	馬鈴薯
昭 9~11	100.00	40.64	48.18	59.27	3.02	3.17
昭 22	100.00	71.00	82.00	82.00	6.30	6.30
昭 23	100.00	70.00	81.30	81.30	6.30	6.30

(註) (1) 麥類の對米價率は米麥ともに60キロについての比價、薯類は米1石に對する薯類10貫の比價を示す。
 (2) 昭和9~11年は「農林統計月報」特集第2號「食糧作物年表」(昭16.3)より算出した。
 (3) なお昭和12~21年の對米價率は米100%に對して大麥71% 裸麥78% 小麥80% 薯類6.3%である。現行對米價率のうち薯類のみはこの6.3%であつて、政治的比率「政治的比率」で決定されているので、かゝる方式に基いて形成される農産物公定價格體系と、基準年次における價格體系とを異なる。 (藤原正治稿「主要食糧の價格改訂とパリテイ計算について」「農林時報」昭22.6~7月號参照)

における「歴史的相互關係」に較べてみるに、米に對して麥類が割高になつてゐる。同年次においては米一〇〇%に對して大麥四〇・六四%裸麥四八・一八%小麥五九・二七%であつたからである。(表1をみよ。)

薯類の比價も基準年次よりも有利に決定されている。基準年次においては米一石に對する薯類一〇貫目の比價をみるに、甘藷三・〇二%、馬鈴薯三・二七%であるに對して、現行體系においては薯類は六・三%となつてゐて、明かに米に對して薯類は割高にゐる。(表1をみよ。)

なお念のためにいえば、昭和二二年産米の價格と同時に決定された甘藷の價格は、その米に對する比價が七・三%であつたが、二二年産馬鈴薯の比價が六・三%と決定されてより以後は、甘藷の比價も六・三%となつてゐる。

現行パリテイ方式は米に對する他の食糧の比價を、基準年次における「歴史的相互關係」とは異つた「政治的」比率によつて定めてゐる關係から、かかる方式に基いて形成される農産物公定價格體系と、基準年次における價格體系と

方式が價格相互間の關係の決定に當つて政治的考慮を忍びこませることとなつて、その本來の長所を殺している觀がある。ただし「政治的考慮」といつても、一黨一派の利益に奉仕するものでなく、戦後、食糧事情の急迫下にあつて食糧増産の必要上麥薯類を優遇せざるをえなかつた特殊な事情に由來している。したがつて「政治的考慮」なるのゆえをもつて、一概に拒否することは正しくないかもしれない。ただし食糧需給事情が多少とも好轉してくるならば、現行價格體系の「政治性」を修正しうる餘地があるのである。その修正は「方向としては」現行パリティ方式を「一般農業パリティ」の線に向つて近付け、價格體系を基準年次の體系に近付けんとする傾向を辿るものとみてよいと思ふ。現在の價格體系の修正はかならずしもパリティ方式の否定を意味せずかえつてその貫徹をもたらず餘地さえあることを銘記したい。この「修正」のもつ意義については後に再説する。(「七、國際價格とのサヤ寄せについて」をみよ。)

二、パリティ方式の理論的構成

現行パリティ方式は、昭和二一年産米の價格決定に採用されて以來、年毎に修正が加えられ、次第に形を整えてきたものである。その變化のあとが大きく分けて、前後二つの階梯に區別することができる。前のものは昭和二一年産米および二二年産麥類および馬鈴薯の價格決定に用いられているものであり、後のものは二二年産米の價格決定以後用いられているものである。この二つの階梯を區分するメルクマールとなるものは「フィッシャー理想式」(Fisher ideal formula)の採用の有無であるが、この區別の意味を理解し易くするためにはパリティ方式の理論的構成について解説しておく必要がある。

パリティ方式の目指すところは、基準年次における「價格體系」の再現にあるといつたが、やや具體的に言い直す

ならば、農家の購入品と販賣品との「比價」を、基準年次における「比價」と同一ならしめんとすることにある。現在のように購入品價格が基準年次の價格に較べて上つてゐるさいには、販賣品價格を基準年次の價格に對して恰度その騰貴率に等しいだけ騰貴するように決定せんとする。すなわちパリテイ方式は購入品價格の基準年次に對する倍率を求めて、これを基準年次の販賣品價格に乗じて、現行販賣品價格を決定しようとする。したがつてこの方式の中心點は、購入品價格の倍率をいかに正しく捉えるかにある。この倍率は「パリテイ指數」(parity index)とよばれてゐるが、この「指數」の決定が肝要點となるわけである。

購入品の價格倍率が、すべての品目について同一であるという特殊な場合を除いては、個々の倍率を綜合(加重平均)してパリテイ指數を確立する他はないが、それには困難な問題がある。この綜合指數を算定するためには、(1)個別價格の倍率の高低 (2)個別價格相互間の比率 (3)個別的品目の購入量の三つの條件が綜合されねばならない。すなわち(1)各品目別價格の個々の倍率を、(2)各個別價格相互間の比率と(3)各個別品目別の購入量との相乗積をウェイトとして用いて、加重平均を行つて、綜合指數を算定しなくてはならない。この場合これらの條件は基準年次と現行年次とにおいて異つてゐるのが普通なので、加重平均は、基準年次および現行年次のいずれかを基として、二様に算出することができる。基準年次のウェイトを基とした算定法は、ラス・パイレズ式(Laspeyres formula)とよばれ、現行年次のウェイトによつたものは、パシエ式(Pasche formula)と名付けられる。

(1) ラスパイレズ式—各品目の價格比率と購入量比率との相乗積とは、各品目別の費用比率をあらわすことになるので、ラスパイレズ式は、基準年次における實際費用を基準として、基準年次における購入品をそのまま現行價格で購入したと想定した場合の假定費用のこれに對する綜合倍率を次の算式によつて求める。

A…基準年次を基準とする総合指数

$$A = \sum \frac{p_1 q_1}{p_0 q_0}$$

p_0 …基準年次における価格

p_1 …現行年次における価格

q_0 …基準年次における購入量

(1) パーシエ式—現行年次における購入品をそのまま基準年次における価格で購入したと想定した場合の假定費用に對する現行年次における實際費用の総合倍率を次の算式によつて算出する。

$$B = \sum \frac{p_1 q_1}{p_0 q_1}$$

B …現行年次を基準とする総合指数

q_1 …現行年次における購入量

ラス・パイレズ指数とパーシエ指数とは、さきにあげた(2)各品目別個別価格の比率と(3)各品目別購入量の比率とが、基準年次と現行年次において全く等しいという稀れな場合を除いては相一致することはない。各個別価格の比率とは「價格體系」(price system)をあらわし、各品目別購入量は「流通市場の量的構成」を示すものとみれば、價格體系と流通市場の量的構成に變化がある限り、個別価格の高低は測定できても、総合的な價格の高低すなわち「價格水準」(price level)の測定は精密には困難であることとなる。(cf. Schumpeter, Joseph: Business Cycle, 1939. Vol II ch. VIII B. The Theory of Price level pp. 452-458) この困難を打克つて、近似的にでも「價格水準」の變動の測定を試みようとする方式がラス・パイレズ式またはパーシエ式であるから、兩者の指數が一致しないことは止むをえない。ラス・パイレズ指數とパーシエ指數とを比較してみると、「第一吟味」に示すような理由によつて、各品目について「價格倍率の小さな品目の方が大きい品目に較べて、(基準年次に對する現行年次の)購入量の比率がより大きい」場

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

合には、パーシェ指數の方がラスパイレス指數より小さくなる。いいかえると、(基準年次に較べて)比較的安い品目をより多く使うようになった場合には、ラスパイレス式でやるよりも、パーシェ式を使う方が、パリテイ指數は低目になることになる。やや不正確な言い方をすれば、經營の合理化や生活程度の切下げが行われるさいには、(比較的安い品目がより多く使われるので)パーシェ式を採用することは不利だということになる。

第一吟味——ラスパイレス指數とパーシェ指數との偏差の吟味

ラスパイレス指數 $(\sqrt[p_1 q_0 / p_0 q_1]{p_1 q_0 / p_0 q_1})$ がパーシェ指數 $(\sqrt[p_1 q_1 / p_0 q_0]{p_1 q_1 / p_0 q_0})$ より大となるための條件を吟味することとする。

$$\begin{aligned} & \sqrt[p_1 q_0 / p_0 q_1]{p_1 q_0} - \sqrt[p_1 q_1 / p_0 q_0]{p_1 q_1} \\ & \sqrt[p_1 q_0 / p_0 q_1]{p_1 q_0} - \sqrt[p_1 q_1 / p_0 q_0]{p_1 q_1} \\ & = \sqrt[p_1 q_0 / p_0 q_1]{p_1 q_0} - \sqrt[p_1 q_1 / p_0 q_0]{p_1 q_1} \\ & = \sqrt[p_1 q_0 / p_0 q_1]{p_1 q_0} - \sqrt[p_1 q_1 / p_0 q_0]{p_1 q_1} \\ & \quad \left. \begin{matrix} p_0 q_0 \dots a, b, c, \\ p_0 q_1 \dots A, B, C \\ p_1 \dots x, y, z \\ p_0 \end{matrix} \right\} \text{に於て} \end{aligned}$$

そしてただ二品目だけの場合について吟味することとすれば、上式は次のようになる。

$$\begin{aligned} & \frac{xa + qb}{a + b} - \frac{xA + qB}{A + B} \\ & = \frac{(xa + qb)(A + B) - (xA + qB)(a + b)}{(a + b)(A + B)} \end{aligned}$$

これを整理すれば以下のようになる。

$$\frac{(x - y)(aB - bA)}{(a + b)(A + B)}$$

これが正なるためには、 $(a-b)(aB-bA)$ が正なることを要す。すなわち $\sqrt{a} \cdot \sqrt{B}$ か、 $\sqrt{a} \cdot \sqrt{B}$ なることを要する。
 $\frac{A}{a} \cdot \frac{B}{b}$ は價格倍率をあらわし、 $\frac{A}{a}$ 、 $\frac{B}{b}$ は $\frac{P_{091}}{P_{090}}$ すなわち $\frac{Q}{Q_0}$ 購入量増加率を示すゆえに、價格倍率と購入量増加率とが負相關の
 関係にあるときはラスパイレス指數よりパーシェ指數の方が小さくなる。

ここでは一應二品目をとつて吟味したが、農家購入品のすべてについてかかる負相關の関係がなりたつときに、確定的にかくい
 うる。

昭和二一年産米と二二年産麥および馬鈴薯の價格決定にあつては、現行年次の費用ウェイトを用いていたのであ
 るから、「パーシェ式」に近い方式を用いてパリティ計算を行つていたことになる。その計算が「比較的安い品目をよ
 り多く用いて」、ラスパイレス式を採用した場合よりも、パリティ指數を低目に算定していたかいか、資料不足
 で、斷定は困難であるが、誤差の發生する餘地をより多く残していたことは疑いない。

參考までに、「フィッシャー理想式」採用以前のパリティ方式について解説しておくこととする。

- (1) 昭和二一年産米の價格は次のようにして決定された。「農林年鑑」昭和二三年版、二五二—三頁)
- (2) 基準年次たる昭和九—一一年の米價は二八圓四八錢である。昭和二〇年産米價格は三〇〇圓である。基準年次を一〇〇とし
 て「現在」の米價の指數を求めれば一、〇五三である。
- (3) 農家購入品から、經營用品として一一品目、家計用品として二二品目、合計三三品目をとり、これら品目が農家經營上にも
 つ重要性を勘案し、各品目別の價格倍率の加重平均をとつてみれば、綜合指數は一、九五六となる。
- (4) 購入品指數(一、九五六)の方が米價指數(一、〇五三)より高いから、米價は引上げる必要がある。そこで米價を次の方式
 によつて改訂する。

$$300\text{圓} \times \frac{1,956}{1,053} = 558\text{圓} \rightarrow 550\text{圓}$$

(2) 昭和二二年産麥類の價格決定にあつてパリティ計算はやや體を整えることとなつた。

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

(イ) 農家購入品目およびそのウェイトは昭和二〇年度「農林省農家經濟調査」により次のように定めた。(藤原正治稿「パリテイ計算論」農業問題」第二號收録參照)

經營用品—肥料六品目(ウエイト四三)、農機具七品目(一〇〇)、諸材料五品目(七七)、小計一八品目(二三〇)

家計用品—食料品五品目(一六三)、被服身廻品一〇品目(三二六)、住居費二品目(五五)、光熱費六品目(七〇)、嗜好品五

品目(九三)、衛生用品八品目(七三)、小計四六品目(七八〇)、合計六四品目(一〇〇〇)

(ロ) これにより農家購入品價格の綜合倍率すなわちパリテイ指數を算出し米價を決定した。

(ハ) この想定米價に對して大麥は七一%、稗麥および小麥は八二%の比率を基として、大麥三四五圓(五二・五キロ)、稗麥および小麥四五五圓(六〇キロ)と生産者價格(標準買入價格)を決定した。(農林年鑑「昭和二三年版二五四—五頁參照」)

しかるに昭和二二年産米の價格決定にあつては、「フィッシャー理想式」(Fisher ideal formula)を採用することになつた。「フィッシャー理想式」は、ラスパイレス指數とパーシェ指數の幾何平均を用いることとしている。その算式は次のようである。

$$\text{Parity index} = \sqrt{\frac{\sum p_1 q_0 \cdot \sum p_0 q_1}{\sum p_0 q_0 \cdot \sum p_1 q_1}}$$

フィッシャー理想式は、基準年次と現行年次における「價格體系」と「流通市場の量的構成」における變化の結果、ラスパイレス指數とパーシェ指數とに發生するであろう誤差を、兩者の幾何平均を行うことによつて相殺せんとするものである。したがつて「フィッシャー理想式」は「理想式」といふより「妥協式」といつた方が適當だともいえるが、とにかくこの方式を採用するにいたつたことは従前の方式に比較して、一段と改善を示したことになる。ただし現行パリテイ方式は、「フィッシャー理想式」の嚴密な適用を行つてゐるのではないことは、後述のごとくである。

(三) 「フィッシャー理想式の變形」をみられたい。

ラスパイルズ指数とパーシエ指数とが乖離することは、基準年次と現行年次における「價格體系」と「流通市場の量的構成」の相異を示すものであつて、かく條件の變化した基準年次を前提として、パリテイ指数の算出を行うことが無理であることを語つてゐる。二つの指數を幾何平均することによつて「誤差」の相殺を企てるよりも、基準年次と現行年次の「時間的距離」をできるだけ縮めて、條件の相異より生ずる「誤差」の發生を防止する方が正しい。そのためには、基準年次を固定せず現行年次に連續した前年次を選ぶことが望ましい。かかる方法は「連鎖式」(Chain method)とよばれる。シユンペーターは「連鎖式」として次の算式を掲げている。(cited, Vol. II p. 456)

$$\frac{\sum(p+dp)q}{\sum pq} = 1 + \frac{\sum qdp}{\sum pq}$$

アメリカのパリテイ計算は基準年次として現行年次の前年度に終る十カ年間をとつてゐるので、「連鎖式」のアイデアを加味してゐるが、日本においては最近の年次は戦時における極度な統制により價格のメカニズムがその機能を殆んど停止していた時期であるから、この方式はたとえ理論的に正しくとも採用し難い。

三、パリテイ方式の適用

(一) 品目の選び方とウェイトの取り方

パリテイ方式は昭和二三年産米の價格決定を契機としてその前後において大きな變化があるが、以下、「フィッシャー理想式」の採用をみた以後の方式、とくに昭和二三年産米の價格決定に用いられた方式を主とし、それ以前の方式は従として、解説をすすめることとする。

購入品目目は次のような基準で選ばれた。(『昭和二三年産米のパリテイ價格について』食糧管理局總務部調査課編「食糧管理資料」第一卷第六號收録參照)

(イ) 基準年次及び現行年次の價格が明らかであり適正な價格指數を算出しうるもの

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

表3 パリテイ指數農家購入品目表

昭 22		昭 23		昭 22		昭 23		昭 22		昭 23	
I 經營用品				6 農用藥劑				2 嗜好品			
1 肥料				7 建物材				3 被服費			
硫石	安素	硫石	安素	砒硫	鉛鋼	砒硫	鉛鋼	酒	煙	草	草
灰燻	石燻	灰燻	石燻	酸除生	酸除生	酸除生	酸除生	茶	草	煙	草
過燻	石燻	過燻	石燻	木	木	木	木	被服	被服	被服	被服
消菜	油	消菜	油	瓦釘	瓦釘	瓦釘	瓦釘	學作	學作	學作	學作
種	種	種	種	Ⅱ 家計用品	Ⅱ 家計用品	Ⅱ 家計用品	Ⅱ 家計用品	童業	童業	童業	童業
2 飼料	2 飼料	2 飼料	2 飼料	1 飲食費	1 飲食費	1 飲食費	1 飲食費	服衣	服衣	服衣	服衣
ふすま	ふすま	ふすま	ふすま	わい	わい	わい	わい	作	作	作	作
米	米	米	米	い	い	い	い	学	学	学	学
3 種苗	3 種苗	3 種苗	3 種苗	わ	わ	わ	わ	作	作	作	作
種子	種子	種子	種子	い	い	い	い	学	学	学	学
4 農機具	4 農機具	4 農機具	4 農機具	わ	わ	わ	わ	学	学	学	学
肥料	肥料	肥料	肥料	い	い	い	い	学	学	学	学
5 光熱費	5 光熱費	5 光熱費	5 光熱費	わ	わ	わ	わ	学	学	学	学
石電	石電	石電	石電	い	い	い	い	学	学	学	学
木炭	木炭	木炭	木炭	わ	わ	わ	わ	学	学	学	学

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

(註) 「パリテイ計算と米價」(物價廳・農林省) および「食糧管理資料」第1巻第6號よりとつた。

(一) 各項目内における商品群を考慮してその商品群の價格變動を代表しうるもの

(二) 各項目内において支出金額の多いもの

(三) 公定價格のあるもの

(四) かかる基準にしたがつて昭和二三年度には、經營用品として七項目二五品、家計用品として九項目四九品目、合計一六項目、七四品目が選ばれた。これを前年度に較べると、二二年産米の價格決定にあつては經營用品として七項目二二品目、家計用品として九項目五〇品目、合計一六項目七二品目が選ばれていたのだから、經營用品として四品目が附加され、家計用品として七品目が削除され六品目附加されたことになる。(表3をみよ。)

表4 農家購入品ウエイト表

	昭和22年(九月)		昭和23年(九月)		昭和22年 (七月)
	W ₀	W ₁	W ₀	W ₁	W ₁
I 經營	431	248	427	266	220
1 肥料	231	100	229	120	43
2 飼料	87	15	86	17	-
3 種農具	25	21	24	23	-
4 光熱	42	64	42	54	100
5 農建	8	7	8	9	77
6 費藥物	6	4	6	8	} (諸材料)
7 計	32	37	32	35	
II 家計	569	752	573	734	780
1 嗜好	129	150	127	118	163
2 被服	48	64	48	70	93
3 住居	136	294	143	285	326
4 家計	49	18	49	22	55
5 衛生	39	35	42	33	70
6 保健	42	92	38	104	-
7 教育	73	55	73	54	73
8 娯樂	28	18	28	23	-
9 計	25	26	25	25	-
III 總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

- 註 (1) W₀……基準年次のウエイト、W₁……現行年次のウエイト
 (2) 昭和22年(九月)は池田正範稿『新米の價格はどうして決定したか』(『農林時報』昭23.11)よりとつた。
 (3) 昭和23年(九月)は『昭和23年産米のバラティ價格について』(『食糧管理資料』第1巻第6號)よりとつた。
 (4) 昭和22年(七月)は藤原正治稿『バラティ計算論』(『農業問題』第2號)よりとつた。

各項目あるいは品目毎のウエイトのとり方は次のようになつてゐる。

(イ) 現行年次のウエイトは、最も新しい「農林省農家經濟調査」によつて各品目毎の支出金額にしたがつてきめる。

(ロ) 基準年次のウエイトは、その年次の「農家經濟調査」によりその支出額をだしこれを基としてきめる。

(ハ) 基準年次の品目のウエイトのうち、品目毎の支出金額が不明なものについては、最近二カ年の「農家經濟調査」の支出金額の平均によつてきめる。

かかる基準によつて決定された各項目別ウエイトは表4のごとくである。ウエイトの決定は、バラティ指數の算定に對して重要な影響を及ぼすので

慎重でなくてはならない。しかるに資料の關係からやむを得ない事柄とはいへ若干不正確な點をのこした。

基準年次のウェイトにおいて一部他の年次の支出金額を基とした推計ウェイトを加え、さらに現行年次のウェイトにおいては、農家經濟調査における支出金額は、ヤミ購入分を含んでいるのを、そのまま用いている。(品目の取り方およびウェイトのきめ方に關する問題點については池田正範稿『新米の價格はどうして決定したか』農林時報、昭二三、一一號收録を参照されたい。)

このことから、パリテイ計算は「フィッシャー理想式」を採用することを建前としながら事實は、その代用式を用いるをえないことになつた。

□ 「フィッシャー理想式」の變形

現行パリテイ方式においては、ウェイトを支出金額を基として決定しているので、假定費目をだすさいには、各品目別の價格倍率をこのウェイトによつて加重平均することになる。したがつて「フィッシャー理想式」は次のように變形される。

$$\text{Parity index} = \sqrt{\frac{\sum p_1 p_0 q_0}{\sum p_0 q_0} \cdot \frac{\sum p_1 q_1}{\sum p_0 p_1 q_1}}$$

しかし支出金額のうちにはヤミ購入分が含まれているために、實際はこの式を用いず

$$\text{Parity index} = \sqrt{\frac{\sum p_1 p_0 q_0}{\sum p_0 q_0} \cdot \frac{\sum p_1 q_1}{\sum p_0 p_1 q_1}} \quad (p' \dots \dots \text{現行年次の實效價格})$$

を使つてゐることになる。

参考までに、昭和二三年産米の價格決定におけるパリティ計算について解説すれば、次のようである。

(一) ラスパイレス式においては、基準年次の實際費用で現行年次價格換算による假定費用を割つて指數をだし、またパーシエ式においては現行年次の實際費用を基準年次價格換算による假定費用で割つて指數を算出することになつてゐるが、實際計算にあつては、假定費用は個別價格指數を費用ウェイトで加重平均した綜合指數をもつて表示することとしてゐるために、(ラスパイレス式の分母、パーシエ式の分子にあたる) 實際費用も價格指數の一〇〇と費用ウェイトの一、〇〇〇とを掛け合せた一〇〇〇〇〇をもつて代表させてゐる。

(二) そこでパリティ指數は「フィッシャー理想式」實はその代用式) によつて次のように算出する。

$$\text{パリティ指數} = \frac{14,583,524}{100,000} \times \frac{100,000}{833,327} = 132.29$$

(三) このパリティ指數二三・二九を基とす

(イ) 基準年次の石當稈米價格を二七圓一六錢と押え

(ロ) 基準米價にパリティ指數をかけて稈米價格を $27.16 \times 132.29 = 3593.6$ と決定し

(ハ) これに俵代(八七圓五〇錢)を加えて石當俵込米價を三、六八二圓五〇錢と決定した。(昭和二三年産米のパリティ價格について「食糧管理資料」第一卷第六號收録參照)

この代用式のラスパイレス式部分については、基準年次においては公定とヤミとの分裂のない自由價格をとつてゐるから(もつとも一部ウェイトは最近年次のものが使われているがこれは度外視すれば)

$$\frac{\sum p_1 p_0 q_0}{\sum p_0 p_0 q_0} = \frac{\sum p_1 q_0}{\sum p_0 q_0}$$

となつて、この部分では誤差は生じない。しかるにパーシエ式部分においては、現行年次には公定とヤミとの分裂があつて全額公定で買入れた場合の支出額($\sum p_0 q_0$)とヤミ購入を含む支出額($\sum p_1 q_0$)とは一致しないために

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

$$\frac{\sum p_i q_i + \sum p_i q_i}{\sum p_0 p_i q_i + \sum p_0 q_i}$$

となつて誤差が生ずる。かかる誤差の發生を防止するためには、購入數量を正確に捉える必要がある。ただしたとえ各品目毎の購入數量が捉えられたとしても、昭和二三年、パリティ計算のウェイトのなかには、單純に數量ウェイトに還元できないものがある。それは、購入品のウェイトはたんなる費用ウェイトではなく、次のような場合には、他品目のウェイトが加算されているからである。

- (イ) 大農具の修理費は項目としてはとつていないが、そのウェイトは小農具のなかに加算されている。
- (ロ) 交通費、冠婚葬祭費は項目としてはとられないがそのウェイトだけを他の家計費項目に加算されている。
- (ハ) 小動物費、加工原料費、料金、利子、(所得税を除く) 公租公課などは項目あるいは品目としてはとられないが、そのウェイトだけは他の經營費項目に加算されている。(池田正範稿『新米の價格はどうして決定したか』「農林時報」昭和二三、一一號)

したがつてこの點についての根本的修正は早急には望まれないので、現行方式のままと假定して、そのさい發生するであろう誤差を吟味してみる必要がある。

四 さわゆる「二段式價格決定方法」について

農業生産には季節性があつてその生産物販賣(供出)代金の收入期が偏よつてゐる。しかも支出面においては、經營費は收穫前に支出されるが、家計費は年間を通じて支出される。現在のように公定價格がしばしば改訂され又最近までのようにインフレが進行中であつたさいには、麥類の價格は六月、米價は十月に決定されて年間改訂又は修正が

ないとしたならば、たとえ價格決定期においては「パリティ價格」であつても、その後、農家購入品、とくに家計用品の價格變動に伴つて、實際は「パリティ價格」でなくなる恐れがある。そこで昭和二三年麥類の價格決定にあつて新しい方法が採用されることになつた。いわゆる「二段式價格決定方法」がこれである。この方法の内容は次のごとくである。

(イ) パリティ計算において採用された農家購入品に對する費用ウェイトはほぼ經營二五%、家計費七五%である。

經營費は事前に、家計費は事後に、主として支出されるものとみれば一カ年を一對三に分けて、まえ三カ月は既往の購入品價格實際指數、あと九カ月は將來の購入品價格豫想指數をとり、その平均指數にパリティするように米價（或は麥、薯類の價格）を決定することが適當である。

(ロ) 昭和二三年產麥類および馬鈴薯の價格決定にあつては、四月ないし六月の實際指數と七月ないし三月の豫想指數をとつて、その加重平均をだした。この平均指數一一〇をもつて價格決定の基礎とすべきパリティ指數とした。

(ハ) この平均パリティ指數の算出にあつては、少くともあと九カ月の豫想指數を含んでゐるので、この指數は確定指數ではない。したがつてかかる指數に基いて決定された價格は最終價格と見なしえない。そこでこれは第一次價格とよぶこととした。

(ニ) 四月になつて確定指數を捉えこれにより最終價格を決定する。もし最終價格が第一次價格を上廻つてゐるならば、その差額だけを「追加拂い」(Back pay) することとした。(そしてこの「追加拂い」に支出される金額は次年度の消費者價格のうちに加算される。)

この方法は、遡つて二三年産米に對しても適用されることになり、追加拂いがおこなわれた。また二三年産米の價格決定以降は次のようにすることとなつた。

	第一次價格決定	第一次指數	實際指數	豫想指數	最終價格決定
米	一〇月	九月三〇日現在	七月〜九月	一〇月〜六月	七月
麥	六月	五月三十一日現在	三月〜五月	六月〜二月	三月

(明石長助稿「主要食糧の價格改訂について」『農林時報』昭二三・九號收錄參照)

この「二段式價格決定方式」は従來の方式に較べてたしかに改善のあとを示しているが、なお吟味すべき餘地をのこしている。すなわち經營費ウェイトと家計費ウェイトの比率をもつて、農家費用の收穫期(より正確には價格決定時)を中心とする事前及び事後の支出割合とすることについては、次の理由から批判の餘地がある。

- (イ) 經營費は事前、家計費は事後に支出されることは嚴密には正しくない。
- (ロ) 經營費と家計費の割合がたとえ近似的に事前的ならびに事後的な支出の割合を示しているとしても、經營費總額と家計費總額との割合と、現行パリティに採用されている品目における經營費と家計費のウェイトの割合とは等しくない。ウェイトは前述したようなパリティ計算の便宜上の基準によつて選ばれた品目についてとつたものである。それは價格倍率の綜合のために用いて差支えないものであつても、けつして總現金支出における經營費と家計費との割合を示すものではない。

(ハ) 經營費と家計費の割合は、その現金支出の金額について算出する事ができるから、この割合を用いる方が論理的には正しい。

四、パリティ方式の吟味

(一) パーシェ代用式において實効價格のウェイトを用いたことがパーシェ指數の算定にあたる誤差の吟味

パリティ計算にあつて、ヤミ購入を含んだ費用(支出額)をウェイトとして用いるために、パーシェ式部分に誤差が発生する餘地がある。そこでパーシェ式(式とよぶ)を用いずその代用式(式とよぶ)を用いたことによつて、パリティ指數が過大にあらわれるかそれとも過少にあらわれるかを吟味してみる。その吟味の結果は、「第二吟味」に示すような理由によつて次のようになる。

すなわち $\frac{P_1}{P_0}$ (基準年次の平均價格に對する現行公定價格の騰貴率)の小さな品目について $\frac{P_1'}{P_1}$ (公定價格に對する實効價格の倍率)が大であるという傾向があれば、 P_1 式は P_1' 式に較べて過少評價になる。

第二吟味——パーシェ指數とその代用指數との偏差の吟味

パーシェ指數 ($\sum \frac{P_1 q_1}{\sum P_0 q_1} / \sum \frac{P_0 q_1}{\sum P_1 q_1}$) がその代用指數 ($\sum \frac{P_1' q_1}{\sum P_1 q_1} / \sum \frac{P_0 q_1}{\sum P_1 q_1}$) より大となるための條件を吟味することとする。

$$\frac{\sum \frac{P_1 q_1}{\sum P_0 q_1}}{\sum \frac{P_0 q_1}{\sum P_1 q_1}} - \frac{\sum \frac{P_1' q_1}{\sum P_1 q_1}}{\sum \frac{P_0 q_1}{\sum P_1 q_1}}$$

$$= \frac{\sum \frac{P_1 q_1}{\sum P_0 q_1}}{\sum \frac{P_0 q_1}{\sum P_1 q_1}} - \frac{\sum \frac{P_1' q_1}{\sum P_1 q_1}}{\sum \frac{P_0 q_1}{\sum P_1 q_1}}$$

$$\left. \begin{array}{l} \frac{P_1'}{P_1} \dots x, y, z \\ P_1 \\ P_1 q_1 \dots A, B, C \\ P_0 q_1 \dots a, b, c \end{array} \right\} \text{と比べ}。$$

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

ただ二品目だけの場合を吟味することとすれば、上式は次のようになる。

$$\begin{aligned} & \frac{A+B}{a+b} - \frac{xA+yB}{xa+yb} \\ &= \frac{(A+B)(xa+yb) - (a+b)(xA+yB)}{(a+b)(xa+yb)} \quad \text{となる。} \end{aligned}$$

これを整頓すれば、 $\frac{a-b}{(a+b)(xa+yb)}$ となる。

$$\frac{(x-y)(aB-bA)}{(a+b)(xa+yb)}$$

上式が正なるためには $x-y$, $aB-bA$ がともに正又は負でなくてはならない。

すなわち $x \nabla y$, $\frac{A}{a} < \frac{B}{b}$ か $x \nabla y$, $\frac{A}{a} > \frac{B}{b}$ なることを要す。 x, y, \dots は公定價格に對する實效價格の倍率をあらわし、

$\frac{A}{a}, \frac{B}{b}, \dots$ は $\frac{p_1 q_1}{p_0 q_1} = \frac{p_1}{p_0}$ すなわち公定價格の（基準年次に對する現行年次）の倍率を示すゆえに、公定價格の倍率と實效價格の倍率とが負相關の關係にあるならば、パーシエ指數の方がその代用指數より大きくなる。

ここで二品目について吟味された關係が農家購入品のすべてについて成立するならば、パーシエ式を用いずその代用式を用いたためにパリティ指數が過少評價に陥ることになる。農業復興會議・農産物價格對策委員會『現行米價算定方式に關する意見』昭和二三年一月二月を参照されたい。

すなわち比較的公定價格の倍率の低い品目のウェイトが、ヤミ倍率とヤミ依存度が高い（實效價格の公定價格に對する倍率が高い）ために擴大されるならば、パリティ指數が低目にあらわれることになる。ところで公定價格の倍率が低いすなわち公定が安ければヤミが高くなり（したがつてヤミ依存度も高くなつて）實效價格の倍率が高くなることは、少くともその逆の場合よりは、確からしく思えるが、公定倍率と實效倍率とのあいだには嚴密な負相關關係はない。購入品の公定價格は主として生産費を基として決定されているが、そのヤミ價格（したがつて實效價格）は需給關係で決定される。統制經濟の下では兩者の相互調節作用が自由に行われなから、その間に相關關係を求め難い。

表5 農村購買品ヤミ倍率(昭24.3現在)

品名	銘柄等級	単位	公定		ヤミ倍率	價格指數		
			(3.15)	自由價格				
硫酸 石灰 過磷酸 魚石 灰 加 里 柏 灰 消 石 灰	室素 20%	叭入	12貫	575.70	4,031	7.0	11,000	
	室素 32%	叭入	100ボン F	832.50	4,251	5.1	-	
	室素 16%	袋入	6貫	237.80	1,525	6.4	13,458	
	室素 16%	袋入	10貫	247.30	1,658	6.7	11,000	
	里	40%	12貫	426.90	2,730	6.4	-	
	里		10貫	2,239.10	3,749	1.7	41,122	
	消石		10貫	82.95	207	2.5	12,162	
	灰		50斤	144.35	868	6.0	9,841	
	物		10貫	120.48	687	5.7	7,801	
	米	糖 無	砂	1立	16.10	79	4.9	12,463
油 98.5%		銅 以	500gr	35.80	58	1.6	4,052	
末 0.8%		トリン 以上	500gr	74.10	140	1.8	7,133	
鉛 32%		砒素 以上	500gr	118.90	131	1.1	23,094	
わ		平	ぐ	1丁	179.00	443	2.5	18,296
か	犁 深	耕	1丁	1,548.00	1,556	1.0	13,873	
	草 刈	が	1丁	77.60	101	1.3	10,175	
電	三 相	籠 型	2.0馬	1台	7,263.00	16,490	2.3	-
	木 綿	軍 大	人	1反	351.30	2,055	5.8	13,495 ⁽³⁾
紺	足 袋	靴	1双	25.95	133	5.1	-	
	下 足	袋	1足	185.00	536	2.9	17,179	
	ゴ ム	大 人	用 長 靴	1足	354.00	2,218	6.3	-

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

- (註) (1) ヤミ倍率は統計調査局編集『農村物價月報』[昭24.3]より計算す。
 (2) 價格指數は昭和23年産米の價格決定に用いられたもので「食糧管理資料」(第1巻第6號)よりとつた。(昭9~11=100)
 (3) 紺木綿の欄の價格指數は晒木綿のものである。

公定に對するヤミの倍率が比較的高いのは肥料、綿製品、ゴム製品などであるが、その公定價格の倍率は、化學肥料以外は、概してパーシユ指數より高い(表5をみよ)。だから公定が比較的高くしかもヤミ倍率したがつてまた實效倍率が高いものがあるのだから、P式の代りに、P'式を用いたことから指數が過少にでたと簡單に斷定できない。

(二) 公定價格の引上げによつて實效價格との差が縮小される場合についての吟味

公定價格の騰貴によつてヤミ價格との距離が縮められ實效價格の倍率が小さくなつた場合のパーティ指數に對する影響を吟味してみよう。公定價格が騰貴すれば購入量に變化がない限り、費用は増加

する。その反面、パリテイ指数も上昇し、販賣收入も増加する。費用とパリテイ指数といずれが増加率が大いいかを吟味してみるに、第三吟味に示すように、P'式に關する限り、費用の増加率よりパリテイ指数の増加が大い。

第三吟味——公定價格引上げがパリテイ指数に及ぼす影響の吟味

パリテイ指数の増加率と費用の増加率との大小を吟味することとする。
第二吟味と同じくパーシエ指數を $\frac{m^w A + yB}{x/a + y/b}$ とおきかえる。

公定價格が $\frac{1}{s}$ 倍に引上げられ實效價格との差が縮められるとすれば s をもつて示された實效價格倍率は s より小さくなる。これを s とすれば $s\sqrt{\frac{m^w A + yB}{x/a + y/b}}$ となる。

この場合パーシエ指數は $\frac{m^w A + yB}{x/a + y/b}$ となる。したがつてパーシエ指數の増加 (ΔI) は次のようになる。

$$\frac{m^w A + yB}{x/a + y/b} - \frac{xA + yB}{xa + yb} \dots\dots\dots (1)$$

又費用は、 $xA + yB$ より $m^w A + yB$ に増加する。その差は $m^w A - xA$ となる。したがつて費用の増加率は $\frac{m^w A - xA}{xA + yB}$ となる。もし費用の増加率に恰度等しいだけパーシエ指數が増加するとした場合 (ΔC とする) それは次のようになる。

$$\frac{m^w A - xA}{xA + yB} \cdot \frac{xA + yB}{xa + yb} = \frac{m^w A - xA}{xa + yb} \dots\dots\dots (2)$$

ΔI と ΔC の大小を比較するために $\Delta I - \Delta C$ の正負を吟味すれば次のことである。

$$\left[\frac{m^w A + yB}{x/a + y/b} - \frac{xA + yB}{xa + yb} \right] - \frac{m^w A - xA}{xa + yb}$$

$$= \frac{m^w A + yB}{x/a + y/b} - \frac{m^w A + yB}{xa + yb}$$

$$= \frac{d(x-s')(m^w A + yB)}{(xa + yb)(x/a + y/b)}$$

$$x > s' \text{ なる } \Delta I - \Delta C > 0$$

$$\therefore \Delta I > \Delta C$$

公定価格の引上げによつてその實效價格との差が縮まればパーシエ指數は費用の増加率以上に増加する。

なおラスパイレズ式においては現行價格による費用は假定費用である。そしてこの假定費用のうちには實效價格は入つていないから、假定費用の増加率とラスパイレズ指數の増加率とは次のごとく等しくなる。

$$\Delta I \dots \frac{mA+B}{a+b} - \frac{A+B}{a+b} = \frac{(m-1)A}{a+b}$$

$$\Delta C \dots \frac{(m-1)A}{a+b}$$

$$\therefore \Delta I = \Delta C$$

ところで公定價格の騰貴率の高い品目の購入量が、基準年次より現行年次の方が多い場合には、パーシエ指數の方がラスパイレズ指數より大きくなる。(「第一吟味」を参照。) かりにいま吟味の對象としてゐる公定價格の騰貴する品目の購入量が現行年次の方が大きいならば、パーシエ指數の方がラスパイレズ指數よりその増加率が大きくなる。そこでかりにパーシエ指數の増加率の方が費用の増加率より大きくとも、ラスパイレズ指數の増加率の低さによつてこの差が相殺される恐れがある。そこで基準年次より現行年次の方が購入量が少い場合には、公定價格の値上りによつてヤミとの差が縮まる方が費用より販賣價格の方がその増加率が大きくて有利であることが確實であるが、現行年次の購入量の方がより大きい場合にはかならずしも有利だとは斷言できないことになる。ところが肥料農機具綿製品などには價格調整費が入つていてその公定價格が、然らざる場合より低目にきまつていた。この調整費が削られれば公定價格が上る。このさいヤミ値は公定價格の値上りほど大幅に上昇しないであろうから、右に述べたような條件がはつきりあらわれる。そしてウェイトからいつて肥料は基準年次より現行年次の方が低い。綿製品と農機具の方は逆に現行年次のウェイトの方が高い。ウェイトは費用(支出金額)のウェイトであるから購入量の大小をそのまま示すもの

とはいえないが、肥料については、實效倍率によつて擴大されているはずの現行年次のウエイトの方が基準年次よりも低いから、その購入量のウエイトもつきり低くなつてみるとよい。農機具や綿製品についてはこの點はつきりしない。そこで少くとも肥料については、調整費を削られることによつて費用が増加する比率以上にパリテイ價格は増加率が大きい。農機具については調整費の影響も少くヤミ倍率も低くかつ現行年次のウエイトの方が高いので、この關係はつきりはでない。綿製品についてはウエイトが現行年次においての方が高くなつていたので、肥料ほどはつきりとは斷言出来ない。

五、パリテイ價格と再生産價格

パリテイ方式の狙いとするところは、基準年次における比較的均衡のとれてきた價格體系の再現にある。基準年次にあつては、この價格體系のもとにおいて、工業品も農産物も、一應再生産を可能とする價格を保證されていたと考へてよい。そこで、工業と農業との生産條件に大きな變化がなく、パリテイ計算が技術的に正しい限り、パリテイ價格は再生産を保證する價格となるはずである。パリテイ價格は生産費と關係なく決定されているが、右のような間接的な關係を通じて、パリテイ價格は再生産價格となりうるのである。しかもパリテイ價格が再生産價格となりうるのは、かかる間接的な關係を迂回して初めて成立つことである。

農家購入品にして（從來）パリテイ計算に用いられていた品目は、公定價格をもつていた。そしてこの公定價格は主として生産費を基として決定されている。したがつて農工生産條件に大きな相異がない限り農産物パリテイ價格はその再生産を保證しうるはずである。ただしそのさい次のような點を考慮しなくてはならない。

(1) パリテイ方式は公定價格を決定するためのものであるから、たとえヤミ購入をも含めた費用(支出額)をウェイトとして用いていても、ヤミ購入のための費用をカバーするようにパリテイ價格をきめてはいない。しかも公定價格主義を放棄しない限り、ヤミ費用をカバーするようにパリテイの品目あるいはウェイトをいじつてみても、一時的な効果はあるにしても、各年度を通じてあてはまる効果はない。そこにパリテイ方式の限界があるともいえる。

(2) 生産資材の確實な供給はヤミ依存をなくすためにのみでなく、農工生産力の均衡のとれた發展を保證するためにも必要である。

(3) 次にパリテイ價格と再生産費の關係を考ふるにあつて、豊凶の差がもたらす影響は無視することができない。たとえ基本的には農工の生産條件が均衡を保つていたとしても、農業生産においては自然條件の變動によつて豊凶の差が大きいので、パリテイ價格が收穫量に關係なく決定される以上、その價格は豊作のさいには有利であるが、凶作のさいには不利であるという差が生れる。そこで凶作のさいにおける缺損をカバーするためには、農業共済制度を整備しなくてはならない。

(4) なおここで右のような問題と關連させて「超過供出制」についてふれておく必要がある。經營用品および家計用品のヤミ依存をなくすことは、パリテイ價格を再生産價格たらしめるために必要不可欠な條件ではあるが、この條件そのものをパリテイ計算のうちに織込もうとすることはいたすらにパリテイ方式を混亂せしめる結果とならう。しかしそれだからといって、ヤミ依存を必要とするほどの劣悪な生産條件と生活條件しか保證しえないで、パリテイ價格で供出制度を強行することは妥當ではないことは否定できない。いわゆる「超過供出制」は、ある意味において、かかる供出制度の不備を補つているものといえる。パリテイ方式をとりながら、奨励金を伴う超過供出制を採用

しているのは、この制度が農家のヤミ依存に對する對症療法だと解する以外には、その正當なる理由を理解するに苦しまざるをえない。しかし超過供出制は地域的・階層的にいつて不公平を生ぜしめる恐れがあるので、けつして完全な制度ではない。とくに比較的生産條件に恵まれた農家を利する結果になる傾向があつて、本来の存在理由を否定することになるきらいがある。ヤミ依存の必要を消滅せしめうるような生産條件と生活條件を保證しうるにいたれば、この「超過供出制」は廢止しうるわけであらう。

この超過供出獎勵金に要する支出は、早期供出獎勵金、前年度價格の追加拂分、包裝代、等級間格差とともに、生産者價格に加算されることになつてゐる。これを昭和二三年産米價格についてみるに、表6に示すように、パリティ方式によつて決定された稞米價格は、これらの加算のために、二割近く増脹することになる。これに政府ならびに公團の經費が加わると、消費者價格は稞米價格の約四割高になる。しかも昭和二四年四月改訂以後は、この兩者の開きは六割以上になつてゐる。

表6 昭和二三年米價の構成
—米價の中間經費について—
(昭和23年11月改訂の精米)
(消費者價格を基礎とする)

	円	%
生産者價格(玄米60kg當)		
基本價格	1,438.00	100.00
包裝代(各種包裝平均)	34.00	2.36
等級間格差	14.50	1.01
超過供出特別價格增加分 (制當量の5%の超過供出を見込む)	145.25	10.10
早期供出獎勵金	63.55	4.42
22年産米價格の追加拂分	21.54	1.50
小計	1,716.84	119.39
政 府 經 費		
直 接 經 費		
集 荷 手 數 料、特別指、 (定 倉 庫 加 算 額、保管料、 運 送 賃 金 利)	116.33	8.09
間 接 經 費 (食糧管理局人件) 費、事務費等	38.99	2.71
小計	155.32	10.80
配 給 經 費	143.76	10.00
合 計	2,015.92	140.19

このようにパリティ價格と再生産者價格とのあいだには、論理的にいつて、直接の關係はない。兩者の結びつきは、農業生産條件が保證されるという條件を介在せしめてのみ可能になる

はずであるが、ヤミ経済の存在のためにこの生産条件の保証は、いまだ十分に實現してはいない。この缺陷を補正するために、従来とていくらかの補修工作が行われていた。ここで今までのところパリティ価格と生産費の關係は現實にどうなつていたかをみることにする。

パリティ価格と生産費とを比較してみるに、表7が示すように、米については昭和二一年産米價格が生産費を僅

表7 パリティ価格と生産費との比較

	生産費 (a)	パリティ 價格(b)	b/a
米			%
昭21	572.03	550.00	96.15
22	1,540.81	1,700.00	110.37
23	3,545.00	3,595.00	101.41
大麥			
昭21	355.93	322.86	90.71
22	883.71	714.59	80.86
稗麥			
昭21	539.18	471.75	87.49
22	1,727.86	1,052.19	60.90
小麥			
昭21	473.89	471.75	99.55
22	1,576.37	1,052.19	66.75

〔註〕(1) 生産費は、昭23の米生産費を調査し、食糧管理局の調査による。前五年平均反収を基として算出したもの(昭23)よりとる。
 (2) 昭23の米生産費は統計調査局の調査による。
 (3) パリティ價格は裸價格である。

みになつてゐる事情の當然な反映であるともいえる。たとえば表8に示すように昭和九一一年に對して最近の米および麥類の反當收量を比較してみると、米は基準年次を上廻る反収をあげているのに反して麥類はいずれもこれを下廻つてゐる。このことが、パリティ價格體系の下にあつて、米價は「生産費」を償つてゐるに對して麥類價格はこれを償つてゐない事情を生ぜしめた主要な理由であらう。したがつてパリティ價格は、それだけとしては、何ら再生産

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

表8 反當收量の増減

	大 麥 實 數 (指數)	稈 麥 實 數 (指數)	小 麥 實 數 (指數)	米 實 數 (指數)
昭和 9~11	石 2.015(100.0)	石 1.428(100.0)	石 1.404(100.0)	石 1.842(100.0)
〃 21	1.033(51.3)	0.723(50.6)	0.705(50.2)	2.189(118.8)
〃 22	1.375(68.2)	1.096(76.8)	0.949(67.6)	2.017(109.5)
〃 23	1.502(74.5)	1.200(84.0)	1.063(75.7)	2.122(115.2)

〔註〕 22年までは「食糧管理年報」23年は「農林資料時報」(農林省總務局調査課)第1號よりとつた。

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

を保證しえない趣きがここに明らかにあらわれていて、パリティ方式に對する反省ないし批判の材料を提供している。

なお右にあげられた「生産費」の算定が、はたして充分な客觀性をそなえたものか、いながら疑問を挟む餘地がないわけではない。生産費調査は、米についていえば、農林省食糧廳が全國に若干(昭和二一、一、三八四戸、昭二二、一、五六八戸)の生産農家を選定して標本調査を行った結果を「平均」したものと想われる。ひとによつてはこの「平均生産費」をもつて米生産費を代表させることに異論をもつものもある。たとえば昭和二二年石當一、五四〇圓八一錢の生産費は、最高高知縣の二、六五〇圓六六錢、最低秋田縣の九六四圓二三錢に互つて幅廣く分布している生産費の「平均」であるが、この「平均生産費」をもつてパリティ價格の適否を論議することに反對する向きもある。通常の經濟理論の教えるところによれば、價格は平均生産費ではなくて限界生産費によつて決定されるべきであるから、「限界生産費」二、六五〇圓六六錢を下廻るパリティ價格(一、七〇〇圓)は不當であるともいえる。しかもこの「限界生産費」は標本農家一、五六八戸の府縣平均別の生産費の「限界」を示すものであつて、全米作農家の「限界生産費」ではないという駁論も豫想される。ただしこの「理論」は自由競争を前提として初めて成立つ立論である。自由競争に耐えるために充分合理化された經營のあいだにおいてあてはまる議論である。しかし現狀の下においては、「生産費」は各經營の「經濟計算」の基礎的要素として自覺的に算定されているというよりむしろ、第三者の調査における「推計」の結果を示すものである面が多い。經營の基礎をなす「生きた數字」ではなくて第三者の「考えた數字」である場合が多い。價格決定をかかる「生産費」に基いて行いえない事情があることは認めなくてはならない。

このようにパリティ價格と再生産費との結びつきは、理論的にも、實證的に

も、十分に保證されてはいない。たとえば米についてそのパリティ價格が生産費を償つているといえる調査が行われていても、これに全幅の信頼をよせない向きもあるのは、一つにはパリティ方式そのものの限界を示しているともいえる。ところで價格は「再生産を保證するもの」でなくてはならない。そこで昭和二四年産米の價格決定にあつても、この問題は眞剣に取上げられることになつた。そして對策として論議された問題點は、パリティ方式を改善してパリティ價格をできるだけ再生産價格に近付けようとするか、それとも、パリティ方式の改善といつても限界があるからこれに生産費主義を加味してゆくかという點であつた。ところで本年度は新たに米價問題に關して政府の諮問に答えるために「米價審議會」が結成されたが、同會へ参考意見として提出された案は、いずれもパリティ方式の改善の必要は認めていたと傳えられている。すなわち物價廳、農林省、農民團體の三者から「米價審議會」にそれぞれ米價決定方式に關する提案があつたが、そのいずれもパリティ方式の改善の必要は認めているが、ただその改善のみによつて、妥當なる米價を決定しようかといふ問題になると、三者ならずしも意見は一でなかつたようである。物價廳案はパリティ方式の改善のみにたしようとしたが、農林省や農民團體は、パリティ方式と生産費主義の併用を説いた。「パリティ方式の改善」が、具體的には、いかなる内容のものであつたか、おそらく三者それぞれ具體案をたてその間小異はあつたものと思われるが、その内容は發表されていない。しかしパリティ方式採用以來、數年の經驗を重ね、いろいろと検討が加えられているので、おそらくパリティ方式の改善として提案されたことも、從來の論議——いづくくんば小論で解説してきた問題點——の域をあまりでないものではないかと思う。從來、パリティ價格を再生産價格に一步でも近付けるためには、大家畜や大農具の償却費または雇用勞賃などを品目として採用すべきだといふ議論がなされた。かかる品目を計上していかないことは、「生産費主義」の立場にたてば大きな缺陷であるが、

「パリテイ方式」の建前からいえばかならずしもそうではない。算定が困難でありその騰貴率が捉えにくい費目を強いて捉えなくとも、その騰貴率が他の品目によつて代表されているならば、かかる費目をおとしても別に差支えはない。強いてかかる品目をパリテイ計算に入れてみても、ある年度たまたまパリテイ價格を再生産價格に近付けえたとしても、それは偶然の結果だといわなくてはならない。次の年度には、逆に、パリテイ價格を一そう不利ならしめる結果を招かないと、誰れも保證しえない。年毎に品目をかえ、ウエイトを變更して、パリテイ方式の「連續性」を失わせることはこのましくないという逆の反面のあることをむしろ反省すべきである。その他、基準年次を變更するか、基準米價を改訂するとかしても、所詮、パリテイ方式だけで、再生産價格を保證することは、論理的には不可能ではないかと思う。再生産價格を保證するためには、農業の生産條件を高める工夫をする他はない。農工生産條件のあいだに不均衡を生じないようにすることが肝要である。それは價格政策だけの問題ではなくてむしろ産業政策の問題である面が多い。

しかしかくいうことは、短期的・緊急な價格問題を、長期的な産業政策に托することによつて當面を糊塗せんとする遁辭ではないかとの駁論が豫想される。將來の生産條件の向上をあてにするより、現在の生産條件に基いて、適當なる生産費を算定して、パリテイ方式の不備を補修すべきだという提説がなされる餘地がある。この議論は、それだけとして考えれば、たしかに正しい。農林省ならびに農民團體が、二四年産米價格の決定にあたつて、改善されたパリテイ方式と生産費主義とを併用すべきだという意見を提唱したことは、妥當だともいえる。農家にしてヤミ依存を必要とする以上、かかる提案がなされることは、充分理由のあることであろう。ただ問題は、いかにして公正妥當なる生産費の算定を行うるかである。

生産費の基準を捉えにくいという困難なる事情がいぜんとして存する以上、生産費主義の併用は、米價の決定のうちに再び「政治的考慮」を迷いこませて混亂をひきおこすおそれがあることもまた、卒直に認めなくてはなるまい。「米價審議會」は生産費主義の併用を採擇しなかつた。かわつてパリテイ價格に對して超過供出獎勵金の一部を織込む方式を答申している。

超過供出獎勵金をもつて、農家に對する生産條件の保證の不充分さに對する對症療法であるという解釋がゆるされるならば、この獎勵金の一部を生産者價格に織込むことは、パリテイ價格を再生産價格に結びつける方策として是認されるべき一面をもつている。しかし本來の筋合いからいえば、もし超過供出獎勵金がさきうるならば、そこから生ずる財源は、價格面に支出するよりも、生産面に充當して、農家の生産條件の基本的改善をはかるべきであらう。農業における長期生産資金の調達が著しく困難になつていゝるさいでもあるから、もし農家のヤミ依存の程度の減少につれて超過供出獎勵金への支出面から若干の財源がさきうるならば、これは生産補助金として長期生産資金に充當すべきであらう。獎勵金として支出される分も結局は消費者の負擔になるのであるから、これを漫然と價格保證のため支出するよりも、農業生産條件の向上という明確な目的のために活用すべきである。ただし後に説くように、國際價格との關係においてパリテイ方式そのものに根本的改革が加えられるようになると假定した場合には、超過供出制も存続しなくなるであらうから、長期資金の財源の一つをここに求めることはできなくなるであらう。もし可能ならば、財源は別に考慮されるべきであらう。

六、價格パリティと所得パリティ

農業所得が他部門の所得に較べて著しく低いことは、各國の調査によつて明かにされたところであつて、農業における「所得の不均衡」(income disparity)なし「農業の過少所得」(underpayment of agriculture)なる現象が一般の注目するところとなつてゐる。この所得上の不均衡を是正して所得パリティを回復することが、農政上の主要目標となつてゐる。價格パリティのごときも、この政策目的を達成する一つの「手段」として導入されたものである。したがつて價格パリティは「手段」であつて「目的」ではない。「目的」は所得パリティの回復にある。價格パリティ方式に對する價值判定はこの「目的」に照らしてなされるべきことはいふまでもない。(詳しくは拙稿「國民所得における農業所得の地位」『農業綜合研究』第二卷第二號收録を參照されたい。)

「價格パリティより所得パリティへ」という思想は、農業政策の目標としては正しい。しかしこれが「目的」としてはいかに正しくとも、具體的にこれをいかに實現するかという「手段の合理性」を充分考慮せず、この「目的」にしたがつて價格形成の具體的方式が確立しうるかのごとく考えることは危険である。再生産を保證するという政策目的に對してさえ、價格パリティ方式は充分なる解答をあたえなかつたように、所得パリティの回復という目的に對しても、價格パリティ方式の限界を強く自覺する必要があることを先ず注意したい。

價格パリティが所得パリティの實現にとつて一つの「必要なる手段」ではあつても、けつして「必要にして充分なる手段」ではないことは、次の事情を省みるることによつて明らかとなりうるであらう。

第一、生産制限ないしは凶作または不作によつて價格パリティが實現されてもけつして所得パリティは實現しえな

第二、たとえ生産量の縮減を伴うことなくして價格パリティが實現されても、農業雇用人口が他部門に比較して相對的に増加しているさいには、所得パリティは達成しえない。

第三、生産減ないし雇用増を伴うことなくして價格パリティが實現しえても、他部門において生産力の著しい向上が行われているさいには、基準年次における他部門の所得との均衡はとれるにしても、生産力の著しい向上によつて増強された現行年次の他部門の所得に對しては、農業所得はパリティを確保しえない。

このように所得パリティを實現するためには、たんに價格面における措置のみでなく、生産條件・雇用構成・所得水準などに關する條件の調整ないし造成が行われなくてはならない。しかしそれだからといつて、複雑な條件の造成をすべて價格パリティのなかに含めてその要求を貫徹せんとすることは正しくはない。

しかも問題は、所得パリティの判定の基準をどこに求めるかである。農家とそれ以外とは、生活環境が異なるので、同一所得のもつ購買力の内容が等しくはない。所得パリティとは、農家と非農家とにおける純所得の購買力を均衡ならしめることにある。しかるにたとえば農家の自家生産にかかる農産物は生産者價格で貨幣所得に換算されるのが常であるが、非農家の所得がかかる農産物の購買に支出される場合には、生産者價格ではなくて小賣價格でその購買力を測定しなくてはならない。したがつて農家と非農家とは、農産物に關する限り、同一の所得額のもつ購買力にかなりの開きがある。このことはさらに燃料その他若干の生活用品に關する購買力についてもあてはまる。したがつて所得パリティとは、農家と非農家における一人當りの所得額が同一であることを意味しない。その所得のもつ實質的な購買力の同一なることを意味している。しかし所得のもつ實質的な購買力の測定が困難であるので、理

論的に嚴密な意味での所得パリティはなかなか捉えにくい。そこである基準年次をとつてそのときにおける農家と非農家の所得額の比率の再現をもつて所得パリティの回復ないしは維持とみる他はない。ところが過去の日本においてかかる年次を求めることはそれほど容易ではない。

安定本部の測定によれば、農家、戸當り業主所得と他産業業者、一人當り勤勞所得とを比較すれば次表のごとくで、昭和五〇年と昭和一〇年～一一年とは後者の方が所得パリティには近くなつてゐる。

農林業業主所得と他産業勤勞所得の比較

	昭五〇	昭五〇	昭五〇	昭五〇	昭五〇	昭五〇	昭五〇	昭五〇	昭五〇
農林業	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
鑛業	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
建設工業	18%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	18%
製造工業	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
電氣ガス業	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%	33%
商業	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%
金融業	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%
サービス業	61%	61%	61%	61%	61%	61%	61%	61%	61%

しかし昭和一〇～一一年をもつて所得パリティのための「基準年次」と考へてよいかないか確定する理論的根據はない。

かりに基準年次を定めたとし、生産條件・雇用構成・所得水準などの條件を勘案して、所得パリティを回復するための望ましい農業所得額を測定しえたとしても、これと實際の所得とを比較するさいに注意しなくてはならないことは、所得は事後的な概念であることである。生産量と販賣價格と必要経費が明かになつて、事後的に「所得額」が捉えられる。したがつて所得パリティの基準に照して所得が適正か否かは年度末には判定しうるが、これを事前に計畫的に保證することは困難である。所得パリティは事後的判定としては用いられるが、事前的計畫としては確立し難い。この事情をよく反省して、價格パリティのうち所得パリティを織込むことの困難なる所以を卒直に認めることが、實際的措置としては適當ではないかと思ふ。

ただし事後的に所得パリティの基準にてらして所得の過不足を判断し租税公課の徴收あるいは補助金の交附など適

正な財政上の措置をとることは望ましいし、必要な事柄でもあろう。所得パリティは価格政策としてのみ考うべきでなくむしろ財政政策の反省基準として生かしてゆくようにすべきだと思ふ。

七、國際價格とのサヤ寄せについて

現在までのところ輸入食糧と國內パリティ價格とのあいだの價格競争がシリーヤスな問題とはなっていない。三六〇圓レイトで換算された輸入食糧價格は國內パリティ價格に對して割高であり、この割高な輸入食糧を國産食糧なみの價格で配給するために「輸入補給金」がでてゐるからである。「輸入補給金」が介在して兩者の價格競争を遮斷している。しかしかかる状態が將來も長く續くものと考えすることはできない。それは次のような事情が豫想されるからである。

第一に「輸入補給金」が他の「價格調整費」―すなわち「價格差補給金」―とともにここ一、二年のあいだには廢止されるであらう。

第二に「價格調整費」の廢止はすでにみたように、とくに肥料價格の値上りを通じてパリティ價格を大幅に引上げるであらう。

第三にアメリカにおいて食糧價格は下押し傾向にある。(表9を参照されし。)

第四に、國際小麥協定への加入が許されるならば、輸

表9 最近のシカゴ小麥相場

1935~39年平均	0.99
1945年	1.68
1946年	2.09
1947年	2.63
1948年1月最高	3.22
6月平均	2.40
12月平均	2.37
1949年1月	2.33
2月	2.26
3月	2.26
4月	2.37
5月	2.34
6月最高	2.20
6月最低	2.08
7月5日	1.91
7月9日	1.95
7月14日	1.96
7月19日	1.94

農産物公定價格體系をめぐる諸條件

入食糧價格は二割方引下げられる。

第五に、輸入諸掛りについてである。戦後、輸入諸掛りは一般に戦前に較べてかなり高く、とくにシヤム米の輸入については諸掛りは著しく高く、輸入價格の五割近くはこれによつて占められているといわれる。これは「結果としては」一種の保護關稅の役割りを果している。その諸掛りの割高については、輸入量に比して輸出量が少いため一方的航行となつているとか、外國船は一般に割高であるとか、いろいろの理由があげられている。もし輸出入の量が均衡し船腹の節約ができるとか、日本側で裸備船ができるとかすれば、この諸掛りは切詰められ、いわば「保護關稅」がなくなることになる。

昭和二四年度の豫算には「價格調整費」として二、〇二二億圓が計上されている。その内譯はいわゆる「安定帶物資」に對する價格差補給金二、一五二億圓、輸入補給金八三三億圓、その他となつている。一括して價格調整費と呼ばれているが、價格差補給金と輸入補給金とはその性格が異つている。前者は國內的條件できまるが、後者は對外的條件によつて左右される面が強い。たとえ國內の公定價格に變化がなくなるとも、外貨建輸入價格が變化するとか爲替レートが騰落すれば、輸入補給金の内容は變つてくる。すでに爲替レートよりくる影響があらわれている。昭和二四年度の價格調整費の豫算は三三〇圓レートを想定して組まれたが、實際決定されたレートは三六〇圓であつた。他の條件が等しい限り、輸入補助金は約九%方増額されなくてはならない。しかし豫算の増加は認められなかつた。そこで輸入補給金は重點的に支給されることになつて、輸入纖維原料に補給金を支出することが困難になつた。その結果は、綿製品の八・一改訂となつてあらわれた。綿製品價格は二倍近く上つた。六月に改訂された麥類と馬鈴薯の價格は五月三十一日現在のパリテイ指數一四三・〇二に基いて決定された。このうちにはもちろん八・一改訂の影響は入つて

表10 小麦パリテイ価格と国際価格の比較

FOB価格		推定C&F価格 (a)		国内生産者価格 (b ₁)	a/b ₁	国内生産者価格 (b ₂)	a/b ₂
ブッシュェル 当り	メートル トン当り	メートル トン当り	同 円 價 換 算	(パリテイ指数) (143.02の場合)		(パリテイ指 数155の場合)	
2.31	86.72	100.00	36,000	23,986	150.08	25,769	139.70
1.96	73.58	86.86	31,000	23,986	129.24	25,769	120.29
1.80	67.57	80.85	29,106	23,986	121.34	25,769	112.94
1.50	56.04	69.32	24,955	23,986	104.03	25,769	96.34

〔註〕 (1) 推定輸入価格は農林省官房調査課が次の条件を想定して推計したものである。

(イ) 本年三月分輸入小麦において C&F価格(トン当り100ドル)-FOB価格(トン当り87.72ドル)=輸入諸掛(13.28ドル)である。諸掛トン当り13.28ドルがかわらないものとみてFOB価格よりC&F価格をだした。

(ロ) CIF価格をとらずC&F価格をとつたのは、現在ガリオア資金による輸入食糧には保険料が入っていないためである。

(ハ) FOB価格は推定であるが、ブッシュェル当り2.31ドルだけは三月の実績である。ブッシュェル当り1.96ドルの分はシカゴ現物相場七月の1.94ドルに對應するもの、また1.80ドルは国際小麦協定の上値に相應するものであり、1.50ドルはその下値である。

(2) 国内生産価格は裸価格ではない。等級格差、包装代、奨励金を含んでいる。

いない。二四年産米の価格は、九月三〇日現在のパリテイ指数を基として行われるので、他の条件が等しくとも、かなりパリテイ指数は上昇するであろう。いろいろと伝えられるところでも、その指数は一五五以上である。さらに前述したように、超過供出特別価格、早期供出奨励金、追加拂い等を加えた生産者価格についてみれば、表10が示すように、国際小麦協定に入つてブッシュェル当り一・八〇ドルの小麦の輸入を行う場合には、国内価格と輸入価格の開きはかなり少ない。もしブッシュェル当り一・五〇ドルの小麦が輸入されるとすれば、国内小麦の方がかえつて割高になる。しかも二四年度豫算に計上された肥料に對する補給金が削られるかあるいは廢止されることにでもなれば、パリテイ指数は大幅に上昇するであろう。したがつて一般に價格調整費が廢止される場合には、輸入食糧との價格競争は、とくに小麦の面において、困難な条件の下に展開される可能性がつよい。

かく輸入食糧とのあいだに逆サヤが生じたさい、考えられる對策としては次の三つがある。

第一に、輸入食糧と國産食糧のプール計算制により、パリティ計算による國內生産者價格とは別に消費者價格をたてること。

第二に、食糧相互の比價を修正し、對外的競争を主として麥類の價格の面であけて、「米價パリティ」は維持してゆくこと。

第三に、「米價」そのものを國際的價格にサヤ寄せすること。

第一。プール計算制——この方法は、現行パリティ方式に根本的修正を加えることなく、國際價格との關係を調節してゆこうとするものであるから、一面において實行が容易である觀があるが、他面においてその調節力の幅が廣くはない。國內パリティ價格と輸入食糧價格との差（前者の割高の程度）が小さいあいだは、この方式によつて國內食糧價格における（高い生産者價格と安い消費者價格の）二重價格制の施行が國民經濟に及ぼす影響はそれほど大きくはない。しかし兩者の差が大きくなるならば、國內食糧の消費者價格は（たとえ生産者價格に較べれば割安であつても）國際的に割高になり、生計費に影響し賃金を割高にするであらう。ひいては輸出品の對外競争力に悪影響を及ぼすであらう。加工貿易方式を中心とする貿易の伸張をさまたげることになるから、農業外の方面から強い反對がでることを豫想される。

なおプール計算制を採用する場合には、農家自家消費分の價額算定にあつては「消費者價格」をもつてすることが論理的には正しい。この算定如何は農業所得の測定、ひいては所得税の徴収に影響するので、注意が肝要である。

第二。農産物價格體系の修正と「米價パリティ」の維持——現在、米價は麥價に較べて國際的（對アメリカ的）にか

なり割安であり、しかも南方米の輸入が自由でない。したがって國際的競争の影響が比較的早くまた強く感ぜられるのは麥類、とくに小麥においてであろう。しかも「一、農産物公定價格形成方式の特殊性」において述べたように、現在、小麥價格は基準年次に較べて（米價に對して）割高にきめられている。したがってこの割高を修正して一麥類の生産費がその價格に較べて割高なことがこの「修正」の障害となるが、生産條件の向上によつてこの障害が除かれるとして一基準年次におけるような農産物價格體系を再現するとすれば、小麥を通ずる國際價格との競争に耐えうる幅がかなりある。

さらに、輸入小麥價格の方が基準年次に改訂された小麥國內價格より割安になつても、次のような條件の下では、小麥價格を國際價格にサヤ寄せしつゝ「米價パリティ」は維持しえないわけではない。

(イ) 不足食糧の輸入を小麥を主とすること。

(ロ) 國內産米の規格銘柄を複雑にし品質による價格差を多くすることによつて、輸入米との價格競争にあたつても、消費者の選擇がたんなる價格の高低のみによつて決定されないようにすること。

(イ)については、食糧管理制度が食糧輸入政策と綜合的・有機的に行われるように試みなくてはならない。(ロ)については、次の事情が注意される。とくに日本向需要を目的としてアジア地區で米作が行われるとすれば、これは日本市場を目安において生産されるものであるから、日本のパリティ價格を採算基準として考えるとみる他はない。そのことが國民經濟全體からみて有利かいなかは問題であるが、米價における競争についてのみえば、それほど安い「日本的規格の米」との競争はおこらないのではないかと思う。

ただしこの方策も、「プール計算制」といくらか程度の差はあるにしても、加工貿易の伸張力をそぐおそれがあるの

で、國民經濟の發展のために考えれば、條件次第では維持できなくなることもあるであろう。

第三。米價の國際價格へのサヤ寄せ——「米價パリテイ」の基準年次となつてゐる昭和九—一一年の農産物價格體系といへども、農産物が「國內商品」であつた當時の封鎖的體系であるから、農産物が「貿易商品」化してゆくさいに、はたして維持しうるかいなか疑問である。そこで米價のうち國際食糧價格の騰落の影響を何らかの形で反映させる工夫が必要でないとはいへない。(拙稿「爲替問題と農産物價格」『農業經濟研究』昭二四・七参照)。

そのさい米價パリテイ方式を放棄してしまふかあるいはパリテイ方式に何らかの修正をほどこすか、そのいずれかが考えられる。全く成行價格にまかしてしまふことは、價格政策としては最も簡明なやり方ではあるが、その農家に對する影響の重大さを思うとき、この方策には賛成し難い。そこで何らかの價格支持策が望ましくなる。その價格支持策としては、パリテイ價格を釘づけ公定價格としないで、パリテイ價格にある修正を加えたものを底値として政府が財政的に支持する方法が考えられる。その支持價格は一面においてパリテイ價格と關連のあるものでなくてはならないし、他面において國際的影響を織込んだものでなくてはならない。この二つの條件を考えて、支持價格として次のものを考えてみる。

(1) 先ずパリテイ價格を算定し、現行年次に連續する既往十カ年を基準年次としてその米價率を測定して、米價が國內の價格水準からみて高いか低いかを判定する。

(2) アメリカにおける小麥價格を求め、(既往十カ年を基準年次として)その「小麥價率」を算出し、その價格がアメリカの價格水準からみて高いか低いかを判定する。

(3) 日米の價格水準は爲替相場の変動によつて調節されて甚だしい不均衡のないものとみてよいかから、「米價率」が

「小麥價率」より高い（又は低い）ならば米價は割高（又は割安）であると考えられる。そこで「米價率」と「小麥價率」を幾何平均して「修正米價率」をだして、これを基として「修正米價」を算出する。

(二) 「修正米價」の八割をもつて政府の「支持價格」とする。

以上、三種の方策のうちいずれが採用され維持されうるかは、もとよりわたしの斷定せんとするところではない。

（昭和二四年九月四日稿、一〇月一七日一部改稿）（研究員）